

歯科技工士のケガ等の防止対策とケガをした場合に備えて

歯科技工士労務対策委員会
委員 西田 博樹

労働基準とは、労働者を保護するための労働関係に関する最低基準のことであり、労働基準法や最低賃金法、労働安全衛生法、労働者災害補償保険法、労働契約法等があります。

中でも、労働安全衛生法は、職場における労働者の安全と健康を確保し、快適な職場環境を形成することを目的とした法律です。歯科技工士として働き始めると、職場で一日の大半を過ごすこととなりますので、心身ともに快適な環境にしておくことは非常に重要なことです。

本稿では、歯科技工士に係る労働安全衛生法におけるケガ等の防止対策とケガをした場合の対応について解説したいと思います。

1. 歯科技工士のケガについて

私たち、歯科技工士は様々な道具や機器を用いて、歯科補綴物等を作成しています。それに伴い、ケガや病気になる可能性も非常に高くなっています。

日本歯科技工士会が2018年に行った「歯科技工士実態調査」では、対象者全体の17%に就労時間中にケガや病気をした経験があり、その中の70.6%が歯科技工作業中に起こしていたという報告があります(図1)。

ケガの内容として予想されているケースとしては、ハンドピース等における切削加工中のケガや粉じんによる病気、鋳造等における火の取り扱い時の火傷、印象材や模型等による感染症等があります。

このように、歯科技工士の仕事は勤務中におけるケガや病気の危険性が高い職場環境となっています。そのような環境を安全で快適にするための法律が労働安全衛生法になります。

問18. 就労時間中(通勤時間を含む)のケガや病気の経験(直近1年間)

全体では「したことはない」80.4%、「したことがある」17.0%となっている。

		(%)		
		したことがある	したことはない	無回答
全体(2018年)	n=898	17.0	80.4	2.6
勤務・自営別	勤務者	20.9	76.6	2.5
	自営者	11.9	85.5	2.6
全体(2015年)	1,025	16.7	80.8	2.5

問19. 就労時間中(通勤時間を含む)のケガや病気のタイミング

全体では「歯科技工作業中」70.6%、「通勤時間中」12.4%、「営業(外交)」中5.2%となっている。
※問18で「したことがある」を選択した方が対象

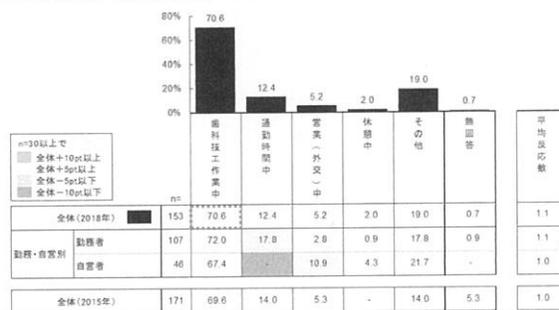


図1 歯科技工士のケガに関するアンケート
(2018年歯科技工士実態調査報告書より抜粋)

2. 労働安全衛生法の目的

労働安全衛生法は、職場における労働災害や健康障害から従業員を守り、快適に働ける環境づくりを促進する目的があります。

この目的を果たす施策として、以下の3つを定めています。

- 労働災害防止のための危害防止基準の策定
- 安全衛生に携わる人の役割と責任の明確化
- 事業者や労働者による自主的な安全衛生活動の促進

これらを目的として、労働者の安全と健康を確保し、労働災害を防止するための基準を定めています。

3. 労働安全衛生法が事業者に定める義務

労働安全衛生法には事業者に定める義務として主に以下の項目があります。

(1) 安全衛生管理体制の整備

労働者が安全かつ快適な職場環境で働けるよう、企業は安全管理者や作業管理者等の安全衛生業務従事者の選任を行うことが義務付けられています。

(2) 危険防止措置

労働者を危険から守り健康被害・健康障害を防ぐために、事業者は状況に応じた措置を講じる必要があります。措置には危険防止措置・健康障害防止措置・急迫した危険の防止措置があります。

(3) 安全衛生教育措置

事業者は、労働者に安全衛生教育を実施する義務があります。一般的に安全衛生教育は雇用時や作業内容の変更時に実施されます。

(4) 健康保持や健康増進のための措置

労働衛生の三管理としての作業環境管理・作業管理・健康管理に加えて、心身の健康保持・増進を目的とした措置（健康診断等）が定められています。

事業主はこの4つ義務に従って、労働者が事故に遭ったり、病気になったりしないように措置しなければなりません。また、これらの義務は条件に応じて努力義務にされている項目等もありますが、将来的には義務化される可能性があります。実際に2025年5月に衆議院で可決・成立した改正労働安全衛生法では、「個人事業者等への安全衛生対策の推進」や「努力義務であった従業員50人未満の会社におけるストレスチェックの義務化」等が盛り込まれ順次施行されます。また、労働安全衛生法だけでなく、歯科技工士法にも「歯科技工所の構造設備基準」として定められている義務等もあります。義務化されているから行うのではなく、従業員の身体や心の健康を守るためにできるだけ実施することが望ましいといえるでしょう。

一方、労働者に対しては、労働災害を防止するために必要な事項を守り、会社が行う措置に協力しなければなりません。歯科技工士として働いていると、どうしてもケガを起こしやすい場面に遭遇することがあります。会社で決められた規程を守って勤務することに努めると同時に、会社の規程がなくても事前に起こりうる危険性を認識し、必要に応じて防護メガネやグローブ等を装着する等個人でもできるケガ防止の対策をして、安心して快適な勤務ができる環境にしましょう。

4. もし、勤務中にケガをしてしまったら…

仕事で病気やケガをしてしまった場合、治療時に健康保険は使えず、労働者災害補償保険（以下、「労災保険」という。）に請求を行って補償されます。労災保険とは、労働者の病気やケガに対して必要な保険給付を行い、労働者が被った損害を補償する保険で、労働保険の一つに位置付けられています。なお、もう一つの労働保険である「雇用保険」は、労働者が失業等した際に、生活保障および再就職促進を目的とした給付を行う保険です。

労災保険は、労災保険の指定病院にかかれば、治療費は原則として無料になりますし（指定病院以外の場合、本人が一旦費用を負担することとなりますが、労災保険の請求をすることにより負担した費用の全額が支給されます。）、仕事を休まなければならなくなったときも休業補償（休業4日目から、平均賃金に相当する額の8割支給）が受けられます。また、その他にも労災保険の対象になることが多数あります。（図2）

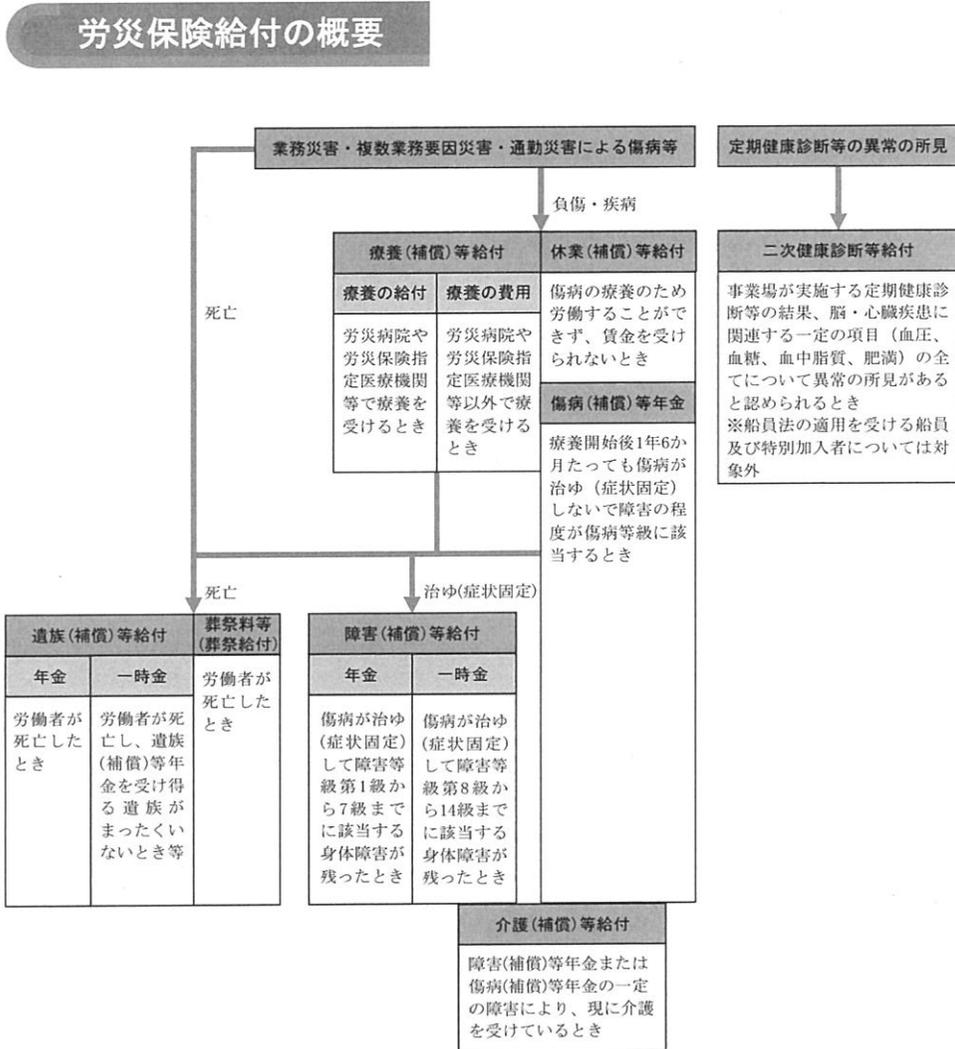


図2 労働者災害補償保険の種類（労災保険給付の概要より抜粋）

労災保険は仕事中の病気やケガの他、出勤中に駅の構内で転倒した場合等、通勤中のケガ等も対象になります。さらに、長時間労働や職場におけるパワーハラスメント等仕事による強いストレスが原因で発症したうつ病等の精神障害も労災保険の対象となります。

一方、会社側は業務災害で療養休業中とその後30日間は、労働者を解雇することはできません（労働基準法第19条）。また、労働者が仕事を休まなければならないほどの労働災害を被った場合には、労働者による労災請求とは別に、会社が労災事故を労働基準監督署長に届ける必要があります。届けない場合、「労災かくし」として労働安全衛生法違反になりますので注意が必要です。

労働保険は、正社員だけでなく、派遣社員、契約社員、パートタイム労働者やアルバイトでも対象になります。このうち、派遣社員の災害補償については、派遣元が責任を負います。労災請求をする際に会社が協力してくれない場合は、労働基準監督署に相談しましょう。

5. 一人親方やその他事業者も労災保険に特別加入できます

労働者を1人以上雇用している歯科技工所や歯科医療機関は、労災保険への加入が義務付けられますが、事業主や一人親方（フリーランス等）は、原則として労災保険の加入対象となりませんでした。2022年7月1日から「一人親方その他の自営業者」の方も一定の要件を満たす場合に「特別加入」ができるようになりました。要件に関しては以下のようになります。

歯科技工士法に基づく「歯科技工士」の資格をお持ちの方であれば対象となります。

(1) 従業員を雇っていない方
昨年7月1日より、「一人親方その他の自営業者」として、特別加入することができます。

(2) 従業員を雇っている方
これまで同様、事業所の規模次第で「中小事業主」として特別加入の対象となります。
具体的には、常時使用している労働者が100人以下の場合には、中小事業主として加入することができます。その場合は、以下2つの条件を満たし、所轄の都道府県労働局長の承認を受ける必要があります。

- ① 雇用する労働者について保険関係が成立していること
- ② 労働保険の事務処理を労働保険事務組合に委託していること

「一人親方その他の自営業者」として労災保険に特別加入するには、日本歯科技工士会を設立母体団体とした「全国歯科技工士労災保険センター」を通じて申請手続きができます。

本稿では労働安全衛生法の規定から考えられる歯科技工士のケガにおける防止対策とケガをした場合の対応について解説しました。勤務中にケガをしてしまった場合、事業主・労働者ともに得になることはありません。義務だから行うのではなく、会社や労働者を守るために、事前の対策を行い安全で快適な職場環境にしていきたいと思います。

【関連ホームページ】

- ・労働基準に関する法制度（厚生労働省）

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000042451.html>



- ・知って役立つ労働法（厚生労働省）

<https://www.mhlw.go.jp/content/001471575.pdf>



- ・2018歯科技工士実態調査報告書（日本歯科技工士会）

https://sp.nichigi.or.jp/site_data/nichigi/files/2018jittaichosa.pdf



- ・労働安全衛生法の概要（厚生労働省）

<https://www.mhlw.go.jp/content/11201250/001208068.pdf>



- ・労災保険給付の概要（厚生労働省）

<https://www.mhlw.go.jp/content/11200000/001489429.pdf>



- ・令和4年7月1日から労災保険に特別加入できます（厚生労働省）

<https://www.mhlw.go.jp/content/000964075.pdf>



- ・全国歯科技工士労災保険センター

<https://shikagikoushi-rousai.org/index.php>

